

富士見町学生Uターン新生活応援支援金交付要綱制定の概要

令和3年3月 子ども課総務学校教育係

■制定理由

地域の担い手となる若者を確保するため、富士見町出身者で大学等への就学のため、奨学金等の就学支援を受けた学生がUターンし、再び富士見町で生活する者に対して、町の歓迎を表すとともに新たな生活を始めるために支援金を交付するもの。

■交付対象者

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- ① 富士見町出身者 (2) で、平成29年4月1日以降に大学等 (1) に入学し、卒業した者で、卒業から5年以内に申請及び富士見町に住民登録を行った者（自宅通学も可とする。）

*裏面参照

*富士見町故郷Uターン支援利子奨学金補助交付決定者も要件に該当する場合は対象となる。

- ・故郷Uターン支援利子奨学金交付決定者➡保護者が対象
- ・本要綱による交付対象者➡大学等を卒業した本人が対象

- ② 奨学金等の就学支援 (3) を受け、交付申請時点で返済額を100万円以上有している者
- ③ 富士見町に生活の本拠を置き、定住する意思をもって住民登録する者
- ④ 町税等の滞納がない者

【定義】

- (1) 大学等 専修学校の専門課程、高等専門学校、短期大学、大学及び大学院をいう。
- (2) 富士見町出身者 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定に基づく本町の住民基本台帳に記載されたことがある者
- (3) Uターン 富士見町出身者が、町外へ転出後、再び町内へ転入することをいう。
- (4) 奨学金等の就学支援 次に掲げるものをいう。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（第一種奨学金：無利子及び第二種奨学金：有利子）
 - イ 母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金）
 - ウ 生活福祉資金貸付制度（教育支援費）

■支援金の額

申請時における奨学金等の就学支援の返済残高 (複数有る場合はその合計額)	支援金
100万円以上300万円未満	返済残高の1/10以内の額 (1万円未満の端数は切り捨てる)
300万円以上	30万円

■施行日

令和3年4月1日

【参考】

■「平成29年度入学者」から対象(申請対象期間:卒業後5年間)

申請可能年度	申請対象年度									
年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
卒業後						1年目(25歳)	2年目(26歳)	3年目(27歳)	4年目(28歳)	5年目(29歳)
6年生大学					卒業	H29年度入学生(令和4年度卒業生)				
卒業後				1年目(23歳)	2年目(24歳)	3年目(25歳)	4年目(26歳)	5年目(27歳)		
4年生大学			卒業	H29年度入学生(令和2年度卒業生)						
卒業後			1年目	2年目(23歳)	3年目(24歳)	4年目(25歳)	5年目(26歳)			
3年制:短大生、専修学校等		卒業		H29年度入学生(令和元年度卒業生)						
卒業後		1年目	2年目	3年目(23歳)	4年目(24歳)	5年目(25歳)				
2年制:短大・高専4・5年生、専修学校等	卒業			H29年度入学生(平成30年度卒業生)						

* 毎年最大10名を想定
(令和5年度以降は6年生大学卒業生も対象)

【参考:日本学生支援機構】

- ・貸与型奨学金の平均返済額:343万円(2020年利率固定方式年0.156%)
 - ・平均返済期間:16年返済
 - ・日本の大学生の2.7人に1人が「貸与奨学金」を利用
- (今回の想定 ➡ 平均借入5.5万円／月 × 4年間＝264万円 15年返済 (約15千円／月返済))